

契約の適正な執行に関する行政評価・監視 ＜勧告に対する各府省の改善措置状況＞

【ポイント】

- 総務省は随意契約の適正化を推進するための政府を挙げた取組の一環として「契約の適正な執行に関する行政評価・監視」を実施し、平成20年12月16日に全府省に対し、契約の適正化に向け更に厳正な取組を進めるよう勧告
この勧告に対し各府省がどのような改善措置を講じたか、その結果を公表するもの。
- 主な改善措置状況（各府省）
 - ・ 随意契約等とする理由を再点検し、一般競争契約等への移行を推進
 - ・ 応募(応札)条件等や企画書等の採点基準を見直し、競争性・公平性を確保
 - ・ 第三者機関の審議概要を迅速かつ分かりやすくホームページで公表し、透明性を確保
 - ・ 所管の特殊法人に対し、随意契約見直し計画の再点検及び契約情報の適切な公表の励行を指示・要請

1 競争性の高い契約方式への移行の推進

調査結果及び勧告

抽出調査した平成19年度契約9,328件のうち、719件は競争性の高い契約方式に移行する余地あり

勧告

- ① 随意契約等としている案件については、その理由を再点検し、一般競争契約等への移行を推進すること(15府省)
- ② 指名競争契約を行う場合は、合理的な理由があるときにこれを行うよう徹底すること(5府省)

改善措置状況

- ① 随意契約等とする理由を再点検し、一般競争契約等の競争性の高い契約方式へ移行。点検結果についてはホームページで公表
入札・契約手続の事前審査を行う仕組みを導入
指摘した事例330件(*)のうち、186件は改善済み(競争性の高い契約方式へ移行)、63件は改善予定、81件は検討中
- ② 指名競争契約とする理由を十分検討し、合理的な理由があるときに限り行うよう徹底
指名競争契約基準の見直しを実施
指摘した事例113件(*)のうち、61件は改善済み(一般競争契約等へ移行)、39件は改善予定、13件は検討中

【改善措置の具体例】

- ・ 行政効率化計画を改定し、随意契約については原則一般競争契約に速やかに移行、競争性のない随意契約については契約内容、競争性のある契約方式への移行年限、移行困難な場合にはその理由等を原則公表(国土交通省)
- ・ 入札・契約手続審査委員会を設置し、平成21年度から、入札・契約手続の事前審査を実施(農林水産省)
- ・ 行政支出見直し計画を策定し、平成20年度に締結した競争性のない随意契約について一般競争契約等への移行を検討し結果を公表(経済産業省)
- ・ 指名競争契約の金額基準を廃し、審査委員会の審議を経て決定することに変更(法務省)

* 平成19年度限りの契約等は除く。以下同じ。

2 応募(応札)条件等の見直し

調査結果及び勧告

抽出調査した平成19年度契約10,730件のうち、1,027件は応募(応札)条件等を緩和する余地あり

勧告

- ① 公募の際の公示書に契約を予定する事業者名を記載しないようにすること(2府省)
- ② 応募(応札)条件を見直し、同種又は類似業務の実績等の条件について過度の制約とならないよう必要最小限のものとする(11府省)
- ③ 企画書等の採点基準を見直し、競争性・公平性が確保された適正なものとする(7府省)

改善措置状況

- ① 公募する際の公示書等に契約予定事業者名を記載しないことを決定

指摘した事例134件のうち、115件は改善済み、19件は改善予定

- ② 新規参入事業者を不当に制限しないよう入札参加資格を見直し
不当に競争参加者を制限する応募資格を設定しないよう周知徹底

指摘した事例414件のうち、299件は改善済み、77件は改善予定、38件は検討中

- ③ 公平性・透明性を確保するよう企画書等の採点(評価)基準を見直し

指摘した事例35件のうち、24件は改善済み、7件は改善予定、4件は検討中

【改善措置の具体例】

- ・ 公示書等に契約予定事業者名を記載しないこととした(国土交通省、環境省)
- ・ 入札参加資格等が必要以上に高く設定されていないか見直すとともに、仕様書に可能な限り契約実績による制約を設けないこと、特定業者が有利となる条項等を排除すること等を徹底(法務省)
- ・ 入札説明会に参加した事業者等に対してアンケートを行い、応募条件を必要最低限のものとした(文部科学省)
- ・ 応募資格に官公庁の業務実績を設定しないよう周知徹底(厚生労働省)
- ・ 受注実績等により新規参入事業者を不当に制限することのないよう入札資格を見直し(国土交通省)
- ・ 評価基準の作成に当たっては、同種業務と類似業務の実績に過度の配点差を設定しないことを決定(農林水産省)

3 第三者機関による厳正かつ効果的な契約の監視の推進

調査結果及び勧告

87機関を抽出調査したところ、次のような例あり

- ◇ 契約実績のある所管公益法人の役員が委員となっているなど中立性・公正性の観点から疑問のある例
- ◇ 審議案件の抽出を事務局（行政機関）が行っている例
- ◇ 1者応札の契約案件が全く審議されていない例
- ◇ 審議概要の公表（ホームページ）が、相当期間（約6か月）経過後となっている例や契約に係る具体的な審議内容が記載されていない例

勧告事項

- ① 第三者機関の委員については、契約の相手方の役員等を選任しないようにすること(1府省)
- ② 第三者機関の審議案件の抽出は第三者機関又はその委員が行うことを徹底すること(1府省)
- ③ 1者応募(応札)契約に関する情報等を第三者機関に十分提供すること(1府省)
- ④ 第三者機関の審議概要については、迅速な公表を推進するとともに、明確かつわかりやすい内容とする(4府省)

改善措置状況

- ① 第三者機関の委員に契約の相手方の役員等を選任しないよう周知
また、身分に変更があった場合は、変更履歴書を提出
指摘のあった事例は、委員が辞任
- ② 審議案件は委員が直接抽出することを徹底
- ③ 1者応札契約等の重点監視案件に係る情報を第三者機関の委員へ提供
- ④ 第三者機関の審議概要や資料をインターネットにより遅滞なく公表することを徹底。
また、明確かつ分かりやすい審議概要を作成するため、審議概要の様式を制定

【改善措置の具体例】

- ・ 第三者機関の委員に所管公益法人の役員でかつ他の所管公益法人から助成金を得て研究を行っている者を選任することは不適切である旨を各部局へ周知。また、委員の身分に変更があった場合には変更履歴書を提出（国土交通省）
- ・ 「入札等監視委員会の設置及び運営について」を改正し、審議概要の様式を制定（農林水産省）

4 特殊法人における契約の適正化の推進

調査結果及び勧告

- ◇ 8法人が策定した随意契約見直し計画において、競争性のない随意契約によることがやむを得ないとしている2,190件の中には、競争性のある契約方式への移行をさらに推進すべきものあり
- ◇ 契約に係る情報の公表範囲や公表事項が国の基準を下回っている例や公表事項の一部がホームページで公表されていない例あり

勧告事項

関係府省は、所管の特殊法人に対し、随意契約見直し計画の速やかな再点検及びホームページにおける契約に係る情報の適切な公表の励行を促進させること

改善措置状況

関係府省

所管特殊法人に対し、随意契約見直し計画の速やかな再点検及びホームページにおける契約に係る情報の適切な公表を促進するよう指示・要請

特殊法人

- ① 随意契約見直し計画を再点検し、競争性のない随意契約から競争性のある契約方式に移行
指摘した事例66件のうち、26件は改善済み、17件は改善予定、23件は検討中
- ② 契約に係る情報の公表基準を国の基準に合わせて改定
指摘した事例29件はすべて改善済み

【改善措置の具体例】

- ・ 随意契約見直し計画を再点検し、競争性の高い契約方式への移行を推進（8法人）。日本中央競馬会では随意契約見直し計画を改定。
- ・ 契約に係る情報の公表基準を国の基準に合わせて改定、実施（5法人）